

奥多摩町イメージキャラクター使用規程

（目的）

第1条 この規程は、奥多摩町が保有するイメージキャラクター「わさびー」の着ぐるみ及びイラスト（以下「キャラクター」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

（使用の範囲）

第2条 キャラクターは、奥多摩町のPR、イメージアップ、町政の啓発広報、地域振興等を目的に、広く使用することができる。ただし、使用方法が次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターを使用することができないものとする。

- (1) 奥多摩町の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げとなる恐れのある場合
- (2) 特定の政治、思想、または宗教の活動に利用される恐れのある場合
- (3) 特定の個人または団体の売名に利用される恐れのある場合
- (4) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (5) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しない恐れのある場合
- (6) 法令や公序良俗に反する恐れのある場合
- (7) その他、使用することが不相当と認められる場合

（使用者の遵守事項）

第3条 使用者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用すること。
- (2) キャラクターの使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。当該使用に係る物品を原因とする事故に対しては、奥多摩町は一切の責任を負わない。
- (3) キャラクターの加工については、デザインイメージを損なわない範囲で行うこと。
- (4) 可能な限り、当該使用に係る物品の完成見本またはその写真を奥多摩町に提出すること。
- (5) 着ぐるみを使用する場合は、破損や汚れには十分注意することともに万一、破損や汚れが生じた場合はすみやかに町へ報告すること。

（申請及び同意書の提出）

第4条 使用者は、この規程に定める事項を同意する旨を書面（別紙様式）若しくは電子（専用申請フォーム）にて奥多摩町に提出しなければならない。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用の差し止め)

第6条 奥多摩町は、キャラクターの使用が第2条の規定に違反していると認められる場合、または適切でないと判断したときは、当該使用に係る物品の使用中止及び回収を求める等適切な措置をとることができる。

2 差し止め等に伴う使用物品の回収費等は、使用者の負担とする。

(損失補償等の責任)

第7条 奥多摩町は、キャラクターの使用に係る損失補償等の責任を負わない。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則 この規程は、平成28年4月1日から適用する。

附 則 この規程は、平成29年12月8日から適用する。

附 則 この規程は、令和5年9月1日から適用する。